

令和3年第3回南関町議会定例会（第3号）

令和3年6月10日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について
(令和2年度南関町一般会計予算)
- 日程第2 議案第27号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(南関町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第3 議案第28号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和2年度南関町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第4 議案第29号 南関町条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第30号 南関町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第31号 南関町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第32号 令和3年度南関町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 議案第33号 令和3年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第34号 令和3年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第35号 令和3年度南関町下水道事業補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第36号 物品売買契約の締結について
- 日程第12 議案第37号 工事請負契約の締結について
- 日程第13 議員派遣の件について
- 日程第14 委員会報告について
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
陳情第2号(平成30年5月31日受理)米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

追加日程第1 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号(平成30年5月31日受理)米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

- 追加日程第2 閉会中の継続調査について
「文教厚生常任委員会」
追加日程第3 閉会中の継続調査について
「総務産業常任委員会」
追加日程第4 閉会中の継続調査について
「広報常任委員会」
追加日程第5 閉会中の継続調査について
「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 西田 恵介 君 | 2番 北原 浩一郎 君 |
| 3番 中村 正雄 君 | 4番 立山 比呂志 君 |
| 5番 杉村 博明 君 | 6番 井下 忠俊 君 |
| 7番 立山 秀喜 君 | 8番 打越 潤一 君 |
| 9番 鶴地 仁 君 | 11番 境田 敏高 君 |
| 12番 橋永 芳政 君 | |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(11名)

- | | |
|-----------------|----------------|
| 町 長 佐藤 安彦 君 | 税務住民課長 東田 彰夫 君 |
| 副町長 大木 義隆 君 | 福祉課長 田中 龍城 君 |
| 教育長 谷口 慶志郎 君 | 経済課長 田口 明 君 |
| 総務課長 古澤 平 君 | 建設課長 嶋 永健一 君 |
| 会計管理者 竹崎 俊一 君 | 教育課長 赤木 二三也 君 |
| まちづくり課長 坂田 浩之 君 | |

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

- | | |
|----------------|------------|
| 議会事務局長 橋本 清孝 君 | 書記 福山 尚樹 君 |
|----------------|------------|

-----○-----

開議 午前 10 時 00 分

○議長（橋永芳政君） 起立。礼。おはようございます。着席。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、御手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第 1 報告第 1 号 繰越明許費の繰越報告について

（令和 2 年度南関町一般会計予算）

○議長（橋永芳政君） 日程第 1、報告の第 1 号、繰越し明許費の繰越し報告についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

-----○-----

日程第 2 議案第 27 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（南関町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（橋永芳政君） 日程第 2、議案第 27 号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 27 号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第28号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和2年度南関町一般会計補正予算(第9号))

○議長(橋永芳政君) 日程第3、議案第28号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(橋永芳政君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(橋永芳政君) 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(橋永芳政君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第4 議案第29号 南関町条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例の制定について

○議長(橋永芳政君) 日程第4、議案第29号、南関町条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(橋永芳政君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(橋永芳政君) 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(橋永芳政君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、南関町条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関

する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 5 議案第 30 号 南関町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第 5、議案第 30 号、南関町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 30 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号南関町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 6 議案第 31 号 南関町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第 6、議案第 31 号、南関町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案事由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

○議長（橋永芳政君） 5 番議員。

○5 番議員（杉村博明君） 工場等設置奨励条例の一部を改正しますが、全体の見直しということはありませんか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 現在のところは考えておりません。

○議長（橋永芳政君） 5 番議員。

○5 番議員（杉村博明君） 是非ですね内容の中身の検討して改正するところ改正をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今回のバンブーフロンティア事業等そういったことの件も質問等も

出ておりましたので、中身については検討したいと思います。ただ、それを改正する方向で検討というよりも、やっぱり意義ある条例として、これからも続けていきたいということで検討はさせていただきます。

○議長（橋永芳政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 31 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号南関町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 7 議案第 32 号令和 3 年度南関町一般会計補正予算（第 1 号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第 7、議案第 32 号、令和 3 年度南関町一般会計補正予算第 1 号についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

○議長（橋永芳政君） 3 番議員。

○3 番議員（中村正雄君） コロナワクチン接種予約でコールセンター業務委託料が 1156 万 9000 円が計上されております。南関町の 75 歳以上の対象者の方は、個別接種が多いというふうに、昨日の報告もありましたけども、中にはですね、個別接種を断られてコールセンターに電話をかけるにも、なかなか繋がらなくてですね、不安になられている高齢者の家庭も非常に多いです。特に、お孫さんとかですね子供、若い人がいるところはいいんですけども、高齢者だけの 2 人家族とか 1 人家族のところはですね本当にかけても、かけても繋がらないということで、自分だけが取り残されてるんじゃないかということで非常に不安になるという話を何件か聞いております。全国的にもこれは同様な事例が出ておまして、行政によってはネット予約をお助け隊っていうものをですね、役場の中に設置されて、ネット予約のお手伝いをされてるというようなところもございます。また、1 件当たりですね、コールセンターだと大体 15 分から長くてですね、30 分ぐらい通話がかかるということで、そうすると我が町のコールセンターは、昨日も話が出てましたけども通話料がかかるということで、そういう予約に対しての

負担も非常にかかるということでの住民からの不満的なことも聞いてます。お尋ねしたいのはですね、南関町はどうして、こういった町民のことを思ってですね、スタートしたときはコールセンターがいいと思うんですけども、やってるうちにいろいろ町民から、町民の気持ちがですね、伝わってくると思うんですね、それを町民を思って柔軟な対応というのが、どうして取れないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（田中龍城君） コロナワクチン接種の予約につきましては、確かに今現在、0570の有料の受付になっております。そこで検討しました結果、町民の方の利便性、それに経済性を考えたところ、やはり0120のフリーダイヤルに至急すべきだろうということで、今日から65歳以上の方の予約受付になっておりますので、救急には出来ませんが、早急に改善していきたいと思っております。それから予算につきましては、既存の予算から、まず、歳出いたしまして、それで不足分につきましては、9月補正にて補正させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） ワクチン予約の件で、もう一つ町民の方からよく不満を聞く話で情報発信ですね。はい。クーポンが配布されてからは、防災無線でもホームページでも載るようになったんですけども、その前が一切流れてこなかったと。テレビではですね、各自、この町がこの市がとか、いろんな形で流れてましたし、また口伝いにはですね、和水町にはもう既に送ってきたよとかですね。そういう話があるんですけども、町の情報がですね、我々に聞かれても我々もわからなかったし、そういう情報発信、多分まだはっきりしないから、はっきりしてから流すってということだったと思うんですけども、やっぱりこういう時は、まだ決まってないけども、現時点ではこうなんですこういう予定で進んでおります。変わることがありますよっていうことをですね、やっぱり情報発信として流すことによって、町民の方が安心されるし、行政に対しての信頼感というのが、出てくるというふうに思います。二つ目はですね、何でそういうタイムリーな情報を流すことが出来ないのかということについてをお聞きします。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（田中龍城君） タイムリーな情報を流すことが出来ないという事につきましては、国の制度が編成してまして、一つは、そこに対応するのにちょっと時間を要したということです。それから今愛情ねっと、それからホームページ、広報誌、それから防災行政無線放送を流しておりますけど、実際、タイムリーで流す事が出来なかった事に対しては、今後反省してやっていきたいと思っております。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） はい。最後の質問です。国から高齢者が7月末までに、終えたいという指示というか、出て、多額の国庫補助金も支給されて我が町だけじゃなくてですね、地方自治体の現場は非常に大変だと思います。確かに保健センターもですね、夜

遅くまで明かりがついています。ただ、そういう御苦勞もですね、そして多額の補助金もですね、やっぱり町民から見てですね、やっぱり良くやったなと南関町は良くやったなと、保健センターも良くやったなと、福祉課も良く頑張ったなっていうふうにですね、そういう声が出てこないとやっぱり、現場の御苦勞が報われないんじゃないかなというふうに思います。そういう意味で、さっきの二つの質問と同じなんですけども、その町民の気持ちをキャッチしてですね、タイムリーに動くっていう人は、この町では、この件についてはどなたがそういう町民の声を拾い上げて、それで組織なり、スケジュールをですね、変えていくっていうのは、誰の役目なんでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。今回のコロナワクチン接種につきましては、保健センターに所長がおります。そこに、今回4月の人事異動で新たに2名を配属しました。という事で人員補強をして、そこで対応を取るといふ事でありますので、保健センターでいろんな情報を収集しながら、そこで、いろんな情報を持ち寄ったものを、福祉課長を含めて福祉課そして、私ども、そして、この対策本部会議等でも協議しながら、そこで進めるというやり方をやっております。先ほどからの質問ではありますけれども、情報のいろんな周知についてはですね、少し遅かったというそういったこともありますけれども、やはり、今回の国のワクチンの町への配布っていうかですね、その、やっぱ時期の件でいろいろそこへ制限があったことが、いろんな影響も出ておりますけれども、ただ、今考えておりますのは、他の町もいろんなやり方がありますが、南関町は、南関町に合った一番合ったやり方を今進めておまして、やっぱり個別接種と集団接種ということでありまして、町民の皆さんの、どういった形で接種をしたいかという事を1番優先に考えておりますので、一方的に町が決めるのではなく、町民の皆さんが選択するような、そういったワクチン接種、個別接種か集団接種にしておりますので、南関町としては、こういったやり方が適切でなかったかと思っています。そして医師会等にも、要請をしておりますけれども、非常にありがたい事に、他町におきましては、それぞれの医師が中々ですね、全部集団接種等も対応出来ないところもありますけれども、南関町が全ての医師、協力いただいておりますし、それともう一つ明るい情報をですね、お知らせしますと、土曜日がですね、集団接種になっておりますけれども、南関町の医師のお1人はですね、日曜日でも1日今度接種をするということで、そこで80名の方がその医院だけで、新たに、その個別接種として受入れていただくっていうそういった事象も出て参りましたということで、行政と医師の皆さんが力を合わせて、町民の皆さんのために接種を急ごうということで、そういった動きもしておりますので、それぞれの立場で皆さんが協力していく事が大事かなと思っています。

○議長（橋永芳政君） 他にありませんか。4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） はい。すいません。もう一つコロナ関係でお聞きしたいことがあります。集団接種会場運営なんですけども予算が450万程とってありますけども、

これは、医師、看護師、それと役場職員とプラスバイトの方がいらっしゃるでしょうか、いらっしゃいませんか。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

集団接種会場の運営委託料につきましては、これは株式会社電算に委託しております。その中で、各受け付け、それから、いろんな工程がございますが、その中に電算の職員の方が入られて運営をされるということです。またその中には、保健センターの職員も、4名から5名入っております。一般の方は入っておられません。

○議長（橋永芳政君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） はい、わかりました。この間もちょっと質問したんですけども、先ほどの中村議員とつけ加えてもらいたいんですけども、この集団接種の会場でもし余ったちゅうかキャンセルが出た場合、どういうふうに打つかっていうのをこないだ質問しましたので、そういうこともちゃんと、どっかに発信するような場所があれば発信してもらって、こういう、町外の方もここに運営手伝いに来られた、そういう方も打たれるっていうならですね、そういうふうにびしゃっと、発信をしていただきたいと思いますが、それでよろしくをお願いします。

○議長（橋永芳政君） 他にありませんか。7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 予算書のですね、19 ページ、農業振興費の中の新型コロナウイルス対応水稲防除事業費補助金という事で774万8000円分でありますけど、これは面積に対しまして組んであると思いますけど、この面積は農家台帳を基準にして、387.4ヘクタール分であると思いますが、南関町におきましては、町外からの出作とかですね。そういう方がいらっしゃいますけど、その辺が含まれていないか確認は取れてますかね。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） はい。今の御質問ですけども、今回の水稲作付の要綱等には、属人属地ということで、町内の方が、町内に耕作される面積を上げさせていただいております。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） それからなら安心しておりますが、やはりこの387.4ヘクタールの中にはですね、完全に農薬を使わない農家さんとかですね、合鴨を使って栽培される方とか、減農薬とか、有機栽培とかですね、いろいろいらっしゃるかと思いますけど、その辺の面積の耕作者の人数なり面積なりを確認出来ておられるか。また、こういう事業を今回新たに初めて取り組まれるわけですけど、よそのですね、地域、市町村ですけど、その辺の事例なんかがあったらですね、紹介していただきたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） はい。無農薬栽培、先ほど言われたように、合鴨米とか、そういう方についてのですね、詳細な把握はちょっと出来ておりませんが、関係機関等

に問合せをしたところ、約5名ぐらいの方が、合鴨米、無農薬栽培という方がおられるんじゃないかという回答をいただいております。面積にいたしまして、1.1ヘクタール程度。一町一反程度、面積割でいきますと0.3%程度、作付があるものかと考えられます。また、近隣の市町村、ほかの全国を見ましてもですね、熊本県では小国町が、こういった補助を出されている経緯があります。それと、最初に、多分出されたのが、山口県の防府市が同じような補助をされております。以上です。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） ありがとうございます。よその市町村なんかでもこういう事が、行われておりますし、我が南関町でも今回こういう事業を取り組むわけでございますけど、今後ですねこれが1回で終わるわけではなくて、継続的によければですね、続けていただきたいし、特に最近は、農家さんも高齢化が進んでいろいろ栽培、水稲だけじゃなくてですね、栽培するに当たって非常に経費がかかっております。町からだけの補助じゃなくてですね、JAさんなりですね、呼びかけていただいてですね、継続的にこういう事業を続けて行けたらと思いますので、その辺の対応のほうよろしく願いいたしたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） はい。先ほどの中村議員の質問に関連する質問なんですけど、何か回答がですね中村議員の質問に対して、どうも私、納得してないんですけど、あのですね、体制は、ワクチン接種の体制は、町長が言うとお通り、日曜もこうされるということなんですけど、その前の段階の予約の段階で、電話予約の段階、そちらのほうでもう少し、ほかの市町村と同じようなやり方でコールセンターの人数も増やした、今、4名ですかね、コールセンターの人数はですね。そのやり方ですよ、これまで今まで全国的に、コールセンターの電話予約のやり方がどうも今まで、問題になってる。それをまた南関町も同じような事をやっているとということで、もう少し何か考えてですね出来ないもんかなと思うんですよ。これ、その考えはありますか。今、コールセンターが設置されましたけど、同じようなやり方じゃなくて、今まで全国的に問題になって来たでしょ。そして、また南関町も同じようにコールセンターをしてする。やり方をですねもう少し考えて、ほかのやり方も考えてみたらどうでしょうかいかがですか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。コールセンターのいろんな取扱いやり方につきましては、これまでいろんな御苦情もですね、議員の皆様にもあったかと思っております。御迷惑をおかけした事はお詫び申し上げますけども、南関町につきましては、これからも特にですね。私も、今考えておりますのが個別接種が、もっともっと増えてくるかと思っております。それぐらいやっぱり皆さんは、かかりつけ医の方が安心できるってということで、そういった事かもしれません。ただ、集団接種は集団接種で週2回ですね。土曜日と水曜日は進めますので、その中のコールセンターを有効に活用して、なるべく早く終わるという事に

なりますと、やはりそういった予約をしやすいような体制が必要になりますので、いま一度ですね、こういった形が一番、町民の皆さんからの予約がしやすいかということは、他のところも、もちろん調べながらですねそういったものが、南関町に導入できるのであれば、早めにも導入をする方向で検討したいと思います。

○議長（橋永芳政君） 5 番議員。

○5 番議員（杉村博明君） できるだけですね、もう始まっている段階ですのでできるだけ早く検討してですね、そういったもっと素早い対応と、電話しても、心配かけないような体制を作っていただきたいと思います。今までにいろんなそういった電話の件で予約の件で、これまで南関だけじゃないんですよ。全国的にこういった問題が出てきておりますので、南関町独自でいいじゃないですか、そういった考えを早く検討して、住民の方々に不安を与えない、個人接種って言われますけど、やっぱりですね高齢の方は、やっぱり心配なんですよ、電話してから電話も通じない、よくわからないとかですね、コールセンター任せでなくやっぱり役場のほうがですね、しっかりと対応した形でこの心配をかけない、住民の方に心配をかけない、そういった取組を素早い対応をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 32 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号、令和 3 年度南関町一般会計補正予算第 1 号については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 8 議案第 33 号 令和 3 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第 8、議案第 33 号、令和 3 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 33 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号、令和 3 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 9 議案 34 号 令和 3 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第 9、議案第 34 号、令和 3 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 34 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号、令和 3 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決しておりました。

—————○—————

日程第 10 議案第 35 号 令和 3 年度南関町下水道事業補正予（算第 1 号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第 10、議案第 35 号、令和 3 年度南関町下水道事業補正予算（第 1 号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 35 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号令和 3 年度南関町下水道事業補正予算第 1 号については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 11 議案第 36 号 物品売買契約の締結について

○議長（橋永芳政君） 日程第 11、議案第 36 号、物品売買契約の締結についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 36 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 36 号物品売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 12 議案第 37 号 工事請負契約の締結について

○議長（橋永芳政君） 日程第 12、議案第 37 号、工事請負契約の締結についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[[「ありません」と呼ぶ者あり]]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[[「ありません」と呼ぶ者あり]]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 37 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[[「異議なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議員派遣の件について

○議長（橋永芳政君） 日程第 13、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。

議員派遣の件については、御手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。なお、日時、場所等の変更が生じた場合は、議長に御一任していただきたいと思えます。御異議ありませんか。

[[「異議なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、御手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 14 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第 2 号（平成 30 年 5 月 31 日受理）「米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情」

○議長（橋永芳政君） 日程第 14 委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会委員長に付託しました陳情第 2 号（平成 30 年 5 月 31 日受理）

「米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情」について、委員長より、審査結果報告書が、提出されています。報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山比呂志君。

○4 番議員（立山比呂志君） 令和 3 年 6 月 10 日。南関町議会議長、橋永芳政様。

南関町総務産業常任委員会委員長立山比呂志。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94

条の規定により報告します。

受理番号、陳情第2号。

付託年月日、平成30年6月12日。

件名、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情。

審査の結果、継続。

委員会の意見、工事の実施状況を見守り早期に工事完了を進める為。

以上でございます。

○議長（橋永芳政君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、陳情第2号、平成30年5月31日受理、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（橋永芳政君） お諮りします。ただいま、総務産業常任委員会委員長ほかから、閉会中の継続審査など5件が提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として、議題にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査など5件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配布をさせます。

〔議案書配付〕

○議長（橋永芳政君） 議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。

議会事務局長。

〔議案書朗読〕

○議会事務局長（橋本清孝君）

それでは、追加日程第1から追加日程第5号までの議案名を読み上げます。

追加日程第 1、閉会中の継続審査について

総務産業常任委員会、陳情付託の件、陳情第 2 号、平成 30 年 5 月 31 日受理、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

追加日程第 2、閉会中の継続調査について、文教厚生常任委員会

追加日程第 3、閉会中の継続調査について、総務産業常任委員会

追加日程第 4、閉会中の継続調査について、広報常任委員会

追加日程第 5、閉会中の継続調査について、議会運営委員会

以上であります。

○議長（橋永芳政君） 配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第 1 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第 2 号（平成 30 年 5 月 31 日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

○議長（橋永芳政君） 追加日程第 1、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、委員会において、審査中の陳情第 2 号、平成 30 年 5 月 31 日受理の事件について、会議規則第 75 条の規定によって、御手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第 2 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第 2、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から会議規則第 75 条の規定によって、御手元にお配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第3 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第3、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、御手元にお配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第4 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって御手元にお配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第5 閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって御手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（橋永芳政君） 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第 45 条の規定によって、今、会期中の発言、訂正など字句の整備については、その整理を議長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第 45 条の規定によって、処理することにいたします。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 3 年第 3 回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午前 10 時 50 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員